

# 西武台新座中学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、西武台新座中学校（仮称）という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県新座市中野二丁目9番1号に置く。

## 第2章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 4 条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

収容定員 240名 (男女)

学級編成 各学年2学級 1学級40名

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3年とする。

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 4月 1日から 4月 7日まで

(4) 夏季休業 7月21日から 8月31日まで

(5) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで

(6) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで

(7) 創立記念日 9月18日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

(3)、(4)、(5)、(6)の休業日は、期間を変更することがある。

2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学、退学、転学、休学及び留学等

##### (入学資格)

第 9 条 本校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

##### (転入学及び編入学資格)

第 10 条 第1学年の途中または第2学年以上の転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2. 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

##### (入学許可)

第 11 条 入学の許可は、選考の上校長がこれを行う。

##### (出願手続)

第 12 条 入学を希望する者は、本校所定の書類に入学検定料をそえ、願い出なければならない。

##### (入学手続)

第 13 条 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に入学金をそえて提出しなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

##### (転 学)

第 14 条 他の中学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、校長は教育上支障がない限り、選考の上転学を許可することができる。

2. 生徒が他の中学校へ転学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

##### (退 学)

第 15 条 生徒が退学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

##### (欠席・休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、すみやかに届け出なければならない。

2. 生徒が、病気その他やむを得ない理由により90日以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第 17 条 前条第 2 項の規定により休学中の生徒が復学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第 18 条 生徒が外国の中学校に留学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその事由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には留学を許可することができる。

3. 留学中の生徒が復学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその事由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4. 校長は、第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず前項により復学を許可された生徒について外国の中学校における授業時数を本校における授業時数とみなし認定することができる。

5. 校長は、前項の規定により授業時数を認定した生徒について、第 6 条に規定する学年の課程の修了、または卒業を認めることができる。

(出席停止)

第 19 条 校長は、生徒が伝染病にかかり又はそのおそれのあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第 20 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

第 21 条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

## 第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第 22 条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第 23 条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第 24 条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者に対して卒業認定を行い、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第 25 条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第 26 条 本校に次の職員を置く。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 校長     | 1名   |
| (2) 副校長    | 1名   |
| (3) 教頭     | 1名   |
| (4) 教諭     | 6名以上 |
| (5) 養護教諭   | 1名   |
| (6) 司書教諭   | 1名   |
| (7) 講師     | 若干名  |
| (8) 事務職員   | 1名   |
| (9) 学校医    | 3名   |
| (10) 学校歯科医 | 1名   |
| (11) 学校薬剤師 | 1名   |
| (12) 学校作業員 | 若干名  |

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

3. 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。

ただし、学校運営上、副校長を置かないことができる。

4. 教頭は、校長及び副校長を補佐し、校務を整理する。また、必要に応じ生徒の教育を司る。なお、教頭は校長及び副校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは、校長の職務を行う。

5. 前2項以外の教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料、入学金及び入学検定料等

(授業料、入学金及び入学検定料等)

第 27 条 本校の授業料、入学金、及び入学検定料等は、次のとおりとする。

区 分	金 額	区 分	金 額
授業料 (月額)	30,000円	入学検定料	25,000円
入 学 金	250,000円	施設整備管理費 (月額)	10,000円
施設設備金	100,000円		

ただし、授業料については、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

2. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

4. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を、3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

5. すでに納入した授業料、入学金、施設設備金、施設整備管理費及び入学検定料は返還しない。

ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還する。

## 第8章 賞 罰

(ほう賞)

第 28 条 生徒が成績、性行ともに優れ他の模範となる者及び皆勤者を、ほう賞することができる。

(懲 戒)

第 29 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2. 懲戒のうち退学及び訓告の処分は、校長が行う。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第 30 条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

### 附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

第22条の別表（教育課程表）を変更する。

### 附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。

第22条の別表（教育課程表）を変更する。

### 附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

第22条の別表（教育課程表）を変更する。

### 附 則

1. この学則は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

第8条（休業日）・第26条（職員組織）を一部変更する。

附 則

1. この学則は、令和4年11月29日から施行する。  
第27条（授業料、入学金及び入学検定料等）を一部変更する。

中学校教育課程表（数字は時間数）

		第1学年	第2学年	第3学年
教 科 の 授 業 時 数	国 語	175	175	140
	社 会	140	140	140
	数 学	175	210	245
	理 科	140	140	140
	音 楽	52	35	35
	美 術	53	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術家庭	70	70	35
	外国語（英語）	210	210	245
特別の教科である道徳の 授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		70	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1,260	1,260	1,260